

令和四年第二十回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年十一月八日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第二十回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和四年第十九回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事務局からの報告が十一件ございます。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)議会の委任による専決処分への報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いいたします。

○斉藤学務課長 私からは、議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）について御報告いたします。

本件は、本年九月九日の本委員会において御報告しました自動車事故に関するものです。このたび相手方との示談交渉がまとまり、地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分を行いましたので、第四回区議会定例会に専決処分の報告をするに当たり、あらかじめ本委員会にて御報告するものです。

資料を御覧ください。2、事故の概要につきましては記載のとおりで、九月九日に御報告した内容から変更はございません。

3、相手方への損害賠償額は百三万三千六百三十七円でございます。この賠償額は、バンパー及びリアドア等、交換部品の価格、また、それらの交換及び塗装に係る工賃等を含んだ金額となっております。費用につきましては、自動車保険により全額補填されます。

4、専決処分日は令和四年十月二十四日でございます。

本件につきましては、専決処分に当たり、職員に対し、再度、自動車を運転する際の事前の体調管理と同乗者による安全確認の指導を行いました。今後、事故再発防止に向け、安全運転の啓発を行ってまいります。重ねまして、誠に申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)損害賠償請求控訴事件の判決について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いいたします。

○山下学校健康推進課長 私からは、損害賠償請求控訴事件の判決について報告いたします。

本件は、平成二十八年八月に区立小学校の当時六年児童が参加していた日光林間学園の宿泊先の浴室で負傷した事故に関する損害賠償請求控訴事件につきまして、本年十月二十七日に東京高等裁判所の判決言渡しがあったため、その旨を報告するものでございます。

資料を御覧ください。1、事件名、2、当事者、3、内容につきましては、記載のとおりでございます。

4、判決内容についてですが、(1)主文に記載のとおり、控訴は棄却されました。(2)理由につきましては、①から、二ページの③まで記しておりますけれども、要約いたしますと、何らかの事故が発生する危険性を具体的に予見することが可能な特段の事情がない限り、引率の教諭が個々の活動に常時立会い、監視、指導すべき義務まで負うものではなく、本件ホテルでは過去に今回

の事故と同様な事故は発生しておらず、ドアの構造からも特段の危険があったとは言えないため、本件事故時に児童の指導を行っていた教諭において、事故の危険性を具体的に予見することが可能であったという特段の事情を認めることはできないとされております。詳しくは、後ほどお読みいただきたいと思っております。

次に、5、今後の対応についてですが、区としては判決を受け入れることとしております。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)令和五年度以降の食品の放射性物質検査について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 それでは、引き続き、令和五年度以降の食品の放射性物質検査について報告をいたします。

資料の1、主旨ですけれども、区では、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による食品の安全性及び健康への影響に関する区民の不安に対応するため、平成二十四年度より区独自に食品の放射性物質検査を実施してまいりました。国や都道府県、各メーカー等における検査の実施状況や、これまでの十年間で基準値を超える検体検出がないこと、検査希望数の減少を受け、来年度以降、区が実施する食品の放射性物質検査の運用を変更いたします。

次に、2、変更概要でございます。変更内容につきましては、三ページ目以降の別紙を御覧ください。表は、左側に今年度までの実施内容、右側に来年度

以降の変更内容を記載しております。学校関係といたしましては、次の四ページを御覧ください。(4)学校給食および給食食材検査と川場移動教室の食事検査についてでございます。まず、調理済み給食検査につきましては、各施設年三回実施していた検査を年一回に変更いたします。次に、これまで代表校一校で月一回実施していた牛乳の検査につきましては、東京学乳協議会が自主検査を年五回実施していることから休止といたします。

続いて、お米の検査ですが、お米は各学校で仕入れているもので、牛乳のよいうな給食の関係団体による一律の検査は実施されていないため、引き続き、区で検査することとし、変更はございません。また、食材の単品検査は、六十検体から二十四検体に変更いたします。

最後に、川場移動教室の食事に関する調理済み食事検査と食材単品検査ですが、こちらは川場村が現在も汚染状況重点調査地域に指定されていることも踏まえ、変更はございません。

次に、変更の理由について説明をいたします。一ページ目にお戻りください。一ページ目、後段以降を御覧ください。まずは各検査共通の変更理由を説明いたします。現在、区が独自に検査をせずとも、厚生労働省が全国十五地域で実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性物質の測定を年二回実施しております。加えて、原発事故から十一年が経過し、放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、対象品目以外から放射性物質が検出される可能性は低くなっております。対象品目ですけれども、国が定めた検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方、いわゆるガイドラインによりますと、都内の検査対象品目は、野生のキノコ類、野生鳥獣の肉類、原木キノコ類に限定されております。さらに、区独自の取組みを開始してから既に十年が経過しており、区民の意識も変容しており、ここ数年、食品の放射性物質検査に関する相談、問合せや食品の持込みはほとんどない状況でございます。

二ページを御覧ください。各検査ごとの変更理由について記載をしております。四項目めに給食に関する記載がありますけれども、先ほどの説明で触れておりますので、割愛させていただきます。

続いて、4、専門家への意見照会でございます。運用の変更の検討に当たりますして、二名の専門家より意見を聴取いたしました。詳しくは表を御覧いただきたいのですが、結論を申し上げますと、お二人とも世田谷区独自で検査をする必要性は低く、区の判断は妥当ではないかというような御意見でございます。た。

続きまして、5、運用の変更にあたっての留意事項でございます。運用の変更後も、区民の安全、安心確保のため、緊急時の備えとして、給食検査等の実施規模を縮小することによって検査体制は維持いたします。また、規模縮小後も検査を続けることによって、検査に関する精度管理も維持してまいります。最後に、6、変更時期でございますけれども、検査実施の人員体制の変更や区民周知、運用変更に伴う庁内調整等の期間も踏まえまして、運用の変更につきましては、来年度、令和五年四月一日からと予定してございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)住民訴訟控訴事件の判決について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いいたします。

○山下学校健康推進課長 それでは、住民訴訟控訴事件の判決について報告いたします。

本件は、世田谷区教育委員会が給食指導をしている教職員以外の教職員等に

対し、学校給食に相当する、いわゆる特例給食に係る光熱水費、人件費等の徴収を怠っていることが違法であることの確認を求める住民訴訟控訴事件につきまして、本年十月十二日に東京高等裁判所の判決言渡しがあったため、報告するものでございます。

資料を御覧ください。1、事件名、2、当事者、3、内容につきましては、記載のとおりでございます。

4、判決内容ですけれども、(1)主文に記載のとおり、控訴は棄却されました。(2)理由ですけれども、二ページ目にございます③、⑤の理由がつけ加えられたほかは、おおむね一審の判決と同様の理由となっております。④に記載のとおり、特例給食に要する経費の負担について、児童・生徒に提供される給食に要する経費の負担と同様の取扱いとすることは被告の裁量権の範囲を逸脱し、または濫用したものであることはできず、違法の問題は生じないとの見解に変更はございませんでした。

5、今後の対応ですが、区としては判決を受け入れることとしております。なお、担当の弁護士を通じて確認したところでは、控訴人からは、定められた期日までに上告の申し出はなく、今回の判決をもって確定したものと認識しております。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)小学校の学校主事務の民間委託の今後の進め方について、本件に関して、前島学校職員課長より説明をお願いします。

○前島学校職員課長 それでは、小学校におけます学校主事務の民間委託の今後の進め方について御報告いたします。

資料の1、主旨でございますが、本件につきましては、九月に当委員会において、本年四月より開始してございます小学校の学校主事務の執行状況及び今後の業務の進め方について御報告いたしました。区議会におきまして、小学校教育特有の業務や児童、保護者等の声を聴くなど、様々な御指摘をいただいていることから、それらの議論を踏まえまして、今後の取組み等を御報告するものでございます。

2の今後の取組みでございますが、(1)の小学校の委託校、二校の継続的な検証でございます。今後も、一月にかけまして委託している二校へ訪問いたしまして、学校現場で業務内容を確認するとともに、学校、事業者、事業者の作業員、児童、保護者等に対する意見聴取をまいります。また、学校に業務の履行状況調査を実施いたしまして、その評価をまとめまいります。次に、一月から三月までの間でございますが、引き続き、学校や事業者等への意見聴取をするとともに、先ほど申し上げました履行状況調査をまとめまして、年間で検証内容をまとめてまいります。

(2)の令和五年度の取組みについてでございますが、(1)の検証と並行いたしまして、検証を踏まえた仕様書の再確認と必要に応じた見直しをまいります。また、五年度の新規委託の予定校でございますが、奥沢小学校を予定してございますが、その事業者を決定する必要がありますので、事業者募集を十月二十四日から開始いたしました。令和五年一月に事業者選定委員会を開催し、提案書の審査、事業者の決定をまいります。

3の今後のスケジュールでございますが、記載のとおりでございます。なお、令和五年四月以降に奥沢小学校で委託を開始した後にも、既に委託している二校と併せた三校の実施状況の検証を引き続き実施してまいります。

なお、この報告につきましては、十日の区議会文教常任委員会にも報告いたします。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)損害賠償請求控訴事件の判決について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 私からは、損害賠償請求控訴事件について判決がありましたので、御報告いたします。

1、事件の概要ですが、事件名は損害賠償請求控訴事件でございます。控訴状の到達日は令和四年三月二十五日、控訴人は元区立小学校児童で、現在は区外に在住しております。被控訴人は世田谷区ほか事件当時の児童Aの保護者二名です。なお、本件は、本年四月十二日の教育委員会定例会にて争訟事件の控訴があった旨を御報告いたしましたものです。

原判決主文については、2、原判決主文の表示のとおり、令和三年十二月二十七日、東京地方裁判所において、原告の請求をいずれも棄却する、訴訟費用は原告の負担とすることが言い渡されております。

3、控訴の趣旨については、記載の三点でございました。

4、控訴人の主張ですが、控訴人は平成三十年度の世田谷区立小学校在籍時に受けたいじめ行為に対して、学校側が適切な対処、指導を怠ったことにより精神的苦痛を受け、病院で受診せざるを得なくなったとともに、不登校となったことで学習する権利ないし教育を受ける権利を侵害されたとして提訴した、平成三十一年（ワ）第10797号損害賠償請求事件の判決の全てに不服があ

るため、控訴を提起したものでございました。

判決については、5、控訴審判決のとおり、令和四年十月二十七日、東京高等裁判所において、本件控訴を棄却する、控訴費用は控訴人の負担とすることが言い渡されました。理由の要旨は、本件中学校は、本件小学校の申し送りに基づき控訴人の不登校の解消に対する措置を講じており、区に国家賠償法上の違法があるとは言えないこと、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は棄却するの二点でした。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7)「キャリア・未来デザイン教育」の推進について、本件に関して、井元副参事より説明をお願いいたします。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、「キャリア・未来デザイン教育」の推進について御報告をさせていただきます。

初めに、主旨でございます。教育委員会におきましては、急激に変化する社会の中で、子ども一人一人が社会の担い手として自らが課題に向き合い、判断して行動し、それぞれが思い描く未来を実現できる人材を育成するため、区独自の「キャリア・未来デザイン教育」を重点として教育施策を展開しているところでございます。そして、「キャリア・未来デザイン教育」のさらなる推進のために、現在、区立学校の児童・生徒のキャリア教育の機会を創出する（仮称）せたがや子どもハローワークの設置に向けて準備を進めているところでございますので、その取組み状況を御報告いたします。

本事業の期待される効果といたしましては、児童・生徒の社会、地域と接する機会が創出され、職業体験を通して学ぶことや協働することの意義を実感でき、主体性や責任感等が育まれるとともに、自らのキャリアや将来について思い描くきっかけをつくることができるといえるものでございます。なお、参加した児童・生徒や企業等にはアンケート調査を実施し、事業の効果を検証して、令和五年度以降の事業展開につなげていきたいと考えております。

次に、「（仮称）せたがや子どもハローワーク」試行実施の概要について御説明いたします。対象者は、区立小・中学校に在籍する児童・生徒、小学一年生から中学三年生までとしておりますが、受入れ企業等の意向も踏まえまして、対象学年や人数を調整していく必要があると考えております。想定される受入れ企業等につきましては、積極的にCSR活動に取り組んでおり、受入れに係る費用の協力や特性のある児童・生徒の受入れ等が可能な企業等にお願いしたいと考えております。

実施予定日につきましては、令和五年二月から三月の学校休業日に一、二回程度行う予定でございます。

最後に、今後のスケジュールですが、令和四年十一月以降に試行実施に関連する団体等との調整を行いまして、令和五年の二月から三月にかけて試行実施を予定しております。令和五年度には試行実施の検証を行い、課題を整理、調整した上で本格実施につなげてまいりたいと考えております。

なお、関連団体、受入れ企業等や児童・生徒の参加方法、保護者や地域等への周知の在り方につきましては、今後、改めて御報告させていただく予定でございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 従来、中学校で行ってきた職場体験がございましたけれども、それとの関係性というか、その辺はどうなっていくのでしょうか。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 現在、職場体験につきまして、各学校独自に受入れ企業等とのつながりをもって機会を設定しているところがございますが、この学校における取組みにつきましては、教育的意義も非常に高く、これからも引き続き行っていく予定でございます。併せて、教育委員会も、（仮称）せたがや子どもハローワークの取組みを行うことで、より多くの子どもが多様な職場体験の機会を得られるようにしてまいりたいと考えております。

○中村委員 分かりました。

○澁澤委員 この案件はとてもいいことで、進めていただきたいと思うのですが、これは次回からの点検・評価のところでお話することかもしれません。が、そもそも「キャリア・未来デザイン教育」というのはどういうことかというこの定義が、急に出始めた言葉なので、私どもでもまだ共有されていないのではないかと思います。私の意見をちょっと述べさせていただきますが、今、私たちの時代というのは、あくまでも職業選択ということが人生の中でとても大きな一つの区切りだった時代が続きまして。ただ、この時代が続いたのは、まだ六十年なのです。そもそもキャリアというのは何かというと、職業選択ではなくて、自分の生き方をどう見つけていくかということがキャリアの本質だと思っています。ですから、職場体験が目的ではなくて、職場体験という手段を使って、一体何を子どもたちに伝えていくかということをぜひ考えていただきたいなと思っています。

今回の学習指導要領の改訂のときにも、前提として話が出ていましたけれども、これからの十年、二十年でICT化がすごく進んできて、そして、人工知能が私たちの暮らしの中に入ってきて、多分、今の職業と言われているものが

大きく変わろうとしている時期だと思っております。ですから、今の職業に子どもたちがどう適応すればいいのか、それが社会人になるということだというふうな導かないように、自分で自分の生き方を創造して、その延長として職業を見つけていけるように指導していただきたいと思っております。

しかも、今、私たちが、皆さんもそうなのでしようけれども、例えば大学を卒業して、あるいは高校を卒業して一つの職業に就いて、多くの方が一生、定年までそれを働くというような働き方自体が今の若い世代では全く違ってきている。ある意味では、マルチワーカーといえますか、幾つものことをやりながら、自分の生き方に合った職業を選択していくという時代に変わってきていると思いますので、少なくとも前の時代の価値観、要するに私たちの時代の職業に対する価値観みたいなものを次の世代に押しつけるようなことだけはないように注意を払っていたかかないと、私たちの時代の当たり前が彼らの時代の当たり前ではもうないのだと、ぜひ頭を軟らかくしてこの教育には取り組んでいただければと思います。とても重要なことなので、ぜひ現場でよろしくお願いたします。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） いただいた御意見を踏まえまして、子どもたちがよりよい生き方を選択できるように、この職場体験を位置づけていきたいと考えております。

○渡部教育長 今の職場体験という言葉ですが、こちらのせたがや子どもハローワークは職場体験ではないので、そこは確認をしておきたいと思っております。

○亀田委員 ありがとうございます。今、教育長が職場体験ではないとおっしゃったのは、資料では職業体験と書いてあるのですけれども、どういう……。

○渡部教育長 これは書き方がそういうふうになっていますが、まさに先ほど濫渫委員がおっしゃったことを狙いにしています。今、説明の中で職場体験とか職業体験という話になってしまったので、私もちよっと心配をしていたとこ

るです。そうではなくて、やはりこれは生き方を、またはレジリエンスのように、一回決めた職業でも、また新しいところに目を向けるということもこういうところで分かってほしいと思って取り組んでいることですので、その誤解を受けそうな説明のところがあったので、これからまた詰めていきたいと思っています。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。私も、澁澤委員と教育長のお話を伺って、まさにおっしゃるとおりだなと思っていました、やはりこの職業体験を通してお子さんが何を学ぶかという事前、事後の指導というか、この位置づけをお子さんに理解いただくというのが大事ななと思っています。それと同時に、やはり楽しいということをお子さんに感じていただくのもとても大事かと思imasuので、指導をするとともに、ただし、そこが楽しさの低減にならないように留意いただきながら、そのバランスを取っていただければなと思いますというのが一点です。

あともう一点が、これを保護者の方々が受け取ったときに、このハローワークというのはまだ仮称ではあるのですけれども、このネーミングはさらに考えていただいたほうがいいかと思imasu。資料でもハローワークの設置と1のところに書いてあるので、何か窓口がつくられるのかなと思っていたら、中を読んでみると職業体験を通して学んでいくということなので、一般的なハローワークのイメージがあるかと思imasuので、この中身をよりよく現わすネーミングをさらに考えていただく必要があるかと思imasu。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 今、いただいた二点の件を今後踏まえまして、対応を考えてまいりたいと思っております。

○渡部教育長 ネーミングが誤解を受けるような感じがするという事でしたので、またこちらで検討していきたいと思っております。

○澁澤委員 ちょっとそれに考え方なのですけれども、ハローワークというの

は、どういう職業に就くかという職業選択のための機関なのです。つまり英語に直すとD oに当たります。「キャリア・未来デザイン教育」というのは、どう生きるかですから、B eなのです。やはりD oとB eでは全然違ってきて、今まで私たちはD oにどうやって就けるかという教育を受けてきたのですが、これからは多分B eの部分がとても大切になっていく。ですから、そこにふさわしいネーミングをぜひ考えていただければと思っています。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 今のいただいた御意見も踏まえまして、また、子どもや企業等の御意向等も踏まえまして、名称については決定をしまいたいと考えております。

○渡部教育長 「13歳のハローワーク」というベストセラーになった本がありまして、それを基に考えていました。その「13歳のハローワーク」というのは、職業の選択だけではなくて、生き方指導のようなところがあつたので、そういう名前にしたのですが、ちよつと誤解を受けそうな名前だと思つていいますので、今後、考えていきたいと思ひます。

ほかはいかがでしょうか。それでは、次に進みます。

(8)学習用タブレット端末における保護者向けスクリーンタイム機能の提供について、本件に関して、齋藤教育ICT推進課長より説明をお願いします。

○齋藤教育ICT推進課長 私からは、学習用タブレット端末における保護者向けスクリーンタイム機能の提供について御説明いたします。

令和三年度より国のG I G Aスクール構想によって導入された児童・生徒一人一台の学習用タブレット端末、世田谷区においてはアップル社のi P a dを導入いたしました。これにつきまして、当初は先進自治体や有識者の御意見を加味しながら、できるだけ自由に使つていただくという方針で提供いたしました。導入から一年半たった段階で国からの調査を集計したところ、学習用端末の成果と課題が大分見えてきました。成果としては、別紙でおつけして

いるとおおり、おおむね利用されているところになっておりますが、課題については、学習外目的の利用であるとか、過度な使い方が問題となっており、一方、保護者の方からも御意見をいただきました。他方、厚生労働省については、スマホやタブレット端末については、家庭の中で話し合って、家庭のルールを決めるということが重要というふうに資料が示されております。このことを受けて、課題解決のために、家庭のルールに基づく学習用タブレット端末の活用を行えるように、下記のとおり、保護者にスクリーンタイム機能の提供を実施いたします。

それでは、資料を御覧ください。1、スクリーンタイム機能を提供する趣旨については、先ほど御説明したとおり、児童・生徒の学習用タブレットの活用にあたり、過度な端末利用による健康面への影響に対する意見を踏まえて、できるだけ自由に利用するという方針は維持しつつ、家庭のルールに基づく活用を行えるようにするため、スクリーンタイム機能を提供いたします。提供に当たっては、各家庭の判断でスクリーンタイムの機能を設定しないことも可能であることから、家庭で十分話し合っただけで機能の設定を行うということを知りたいと思います。なお、設定の手順を区ホームページに掲載するとともに、「すぐ〜」により保護者宛てに周知いたします。

2、スクリーンタイム機能については、各家庭に、(1)家庭の状況に応じたiPadの利用ルールの設定ができます。(2) iPadの使用状況の確認も家庭においてできるようになります。こうした機能を今までは使えないようにしておりましたが、スクリーンタイムの機能というのを提供することによって、家庭で決めたルールが実現できるように機能を提供してまいります。

なお、参考資料として、学習用iPadの導入に伴う成果と課題、また、先ほど御説明した文部科学省からの「一人一台端末の時代となりました―ご家庭で気をつけていただきたいこと」の資料をおつけしました。

スケジュールについては、記載のとおりになります。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○鈴木委員 まずは、学習用タブレット導入時より、この機能を希望する保護者が非常に多かったです。東京都小学校PTA協議会で昨年度アンケートを取った結果でも、なぜスクリーンタイムの機能がないのかという意見が多く、希望する保護者がアンケート結果でも非常に多かったので、このたびスクリーンタイム機能の提供を実施するということは非常にありがたいことだと思います。

また、これを導入後、保護者や児童の変化や成果など、何か結果となるようなものが分かりましたら御報告いただければと思います。よろしく願います。

○齋藤教育ICT推進課長 御意見をいただく中で、一定の期間が経過しましたら、状況の報告をいたしたいと思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいですか。それでは、次に進みます。

(9)世田谷区学校緊急連絡情報「すぐーる」の運用変更について、本件に関して、齋藤教育ICT推進課長より説明をお願いします。

○齋藤教育ICT推進課長 私からは、世田谷区学校緊急連絡情報「すぐーる」の運用変更について御説明いたします。

世田谷区は、学校緊急連絡情報配信サービスとして、「すぐーる」というのを導入してりましたが、導入以来、緊急連絡というところについては、世田谷区や教育委員会の催し物なども同時に配信しておりました。これは当初、普及を目的として、できるだけ保護者に登録等の煩わしさをなくすためにやっておりますでしたが、導入してかなりたつてきて、普及は相当してきたのですけれど

も、様々な情報が来て、緊急連絡の情報自体、埋もれてしまうとか見づらいつい御意見をいただいたので、今回、運用を変更いたします。

資料を御覧ください。変更内容としましては、「すぐーる」の緊急連絡情報とそれ以外の情報を分けて配信するために、新たに「【お知らせ】世田谷区教育委員会事務局」のチャンネルを作成します。画面イメージのとおり、チャンネルを増やすと、右のようにチャンネル受信箱、いわゆる受信ボックスが増えてしまうのですけれども、増えることによつて、緊急連絡とそれ以外のことを分けるようになります。

変更理由については、御説明したとおり、保護者に教育委員会からの配信は、世田谷区緊急連絡情報という一つの受信箱に緊急連絡情報と緊急連絡以外の案内が配信されていることから、本当の緊急連絡情報の把握が困難になる、こういったことによつて、今回、新たにチャンネルを登録することによつて内容別に分けて受信していただくようにいたしました。

想定スケジュールについては、記載のとおりになります。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。今日の報告事項そのものではないのですけれども、「すぐーる」というのは私立学校に通っているお子さんの保護者の方にも利用できるのですか。

○齋藤教育ICT推進課長 学校からのお知らせでは、公立の小・中学校、それから幼稚園の保護者宛てに周知しておりますので、私学に行かれています方については、登録はしていないことが多いかと思っています。

○亀田委員 実態としては登録者数は多くないけれども、保護者の方が登録しようと思えばできるという理解でよろしいですか。

○齋藤教育ICT推進課長 私学の方は登録ができません。見ることができません。

○渡部教育長 今、学校が配信するものを受け取っていたいただいているのです。だから、今は学校や幼稚園が配信する、学校を通してです。だから、学校のものも受け取れる、幼稚園から配信したものを受け取れるようになっていながら、そういう全体のものはないので、今のシステムのままだと私学の人は受け取れないです。

○亀田委員 その意味では、本日の報告事項にも関連するのですけれども、教育委員会からのお知らせということで情報提供するのであれば、私立学校にお子さんが通っていらつしやる保護者の方にも、例えば行事とかイベントをお知らせしたほうがいいかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○齋藤教育ICT推進課長 これはもともとは、日本気象協会によるメール配信で緊急連絡メールというのをやっていたのですが、それがもうやめるということ、その後継としてこの「すぐーる」というシステムを導入いたしました。基本の目的は、緊急連絡情報をお伝えするところだったので、私学についてはその対象外といたしております。

委員御指摘の内容で、今後、検討はさせていただきますが、基本的には世田谷区の緊急連絡情報を公立小・中学校、幼稚園の保護者の方にお伝えするというのが本旨でありますから、検討の一つとさせていただきますと思います。

○渡部教育長 今、私学に関しては、教育委員会は管轄ではないので、子ども・若者部のほうからお知らせは出すような形になっています。

○亀田委員 現状を理解いたしました。とはいえ、今日の報告事項にもありますように、教育委員会としての行事を別に分けてお知らせするということが、多分、「すぐーる」の機能も当初の目的からは広がっているのではないかと思います。いろいろな教育委員会のイベント情報を区内の保護者の方にやはり広

くお伝えしたほうがいいと思いますので、今後、対象拡大について御検討いただければと思います。

○渡部教育長 検討してまいります。

ほかはいかがでしょうか。それでは、次に進みます。

(10) 区制九十周年事業教育総合センターメッセについて、本件に関して、平沢教育総合センター担当参事より説明をお願いいたします。

○平沢教育総合センター担当参事 私からは、区制九十周年事業教育総合センターメッセについて御報告いたします。

まず目的でございます。教育総合センターを拠点に進める各種取組みを広く区民に発信するとともに、乳幼児期の遊びと学びやSTEAM教育に関する取組みの体験を提供することが主たる目的です。なお、教育総合センターメッセは、区制九十周年事業の一つであるとともに、教育総合センター開設一周年記念を兼ねて実施をいたします。

2及び3の日時、会場については、記載のとおりでございます。

4の内容でございますけれども、いずれも現時点の予定でございます。当日までに若干の変更が生じる可能性があります。就学前児童から小学生までを対象としたわくわく運動遊び体験やアトリエ活動体験、小・中学生を対象としたSTEAM教育講座やロボットコンテスト体験、来館者への展示企画として、「キャリア・未来デザイン教育」の取組み、特別支援学級の子どもたちの作品展などを実施いたします。このような取組みや展示を通して、区民の皆様には世田谷の教育の今を体験していただきたいと考えております。

5の周知、広報につきましては、記載のとおりです。

二ページ目にお進みいただきまして、6のその他でございます。(1)新型コロナウイルス感染症対策につきましまして、記載のとおり感染症対策を徹底してまいりたいと考えております。(2)区内大学・高校・特別支援学校との連携実

績報告及び意見交換会でございますが、昨年度末の三月に開催した教育総合センターメッセージにおいて、教育総合センターのお披露目を兼ねて、区内大学、高校、特別支援学校との意見交換会を実施いたしました。その後の連携実績の紹介と、それを踏まえた今後の展開についての意見交換などを実施したいと考えております。

最後に、7の今後の予定につきましては、十一月中旬から区民等への周知を進めて、十二月十日に教育総合センターメッセージを開催した後に、実施結果について文教常任委員会への報告を予定しております。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(11) 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症に係ります教育委員会事務局の対応等について御説明させていただきます。

資料を御覧いただければと存じます。まず、1の区立小中学校についてでございますが、これまでと同様でございます。通常登校による授業を基本といたしまして、感染防止対策を徹底した上での教育活動や、ICTを活用した児童・生徒の実態等に応じました支援を継続してございます。

また、2の区立幼稚園から5の図書館・図書室・図書館カウンターまでにつきましては、これまでと同様でございますけれども、資料記載のとおり、それぞれ感染防止対策を徹底した上で通常どおり運営等を行っております。

続きまして、6として、区立小・中学校での感染発生状況の数値、また、7

として、区立小・中学校での学級閉鎖状況の数値をそれぞれ直近三か月の推移としてお示ししてございますので、御確認いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。今の6の感染発生状況と7の学級閉鎖状況の小・中の違いなのですが、7のほうがよく分かるのですけれども、九月、十月で小学校が減っている一方で中学校が増えているという状況になっています。恐らく理由はまだ分からないかと思うのですけれども、この傾向がもし少し続くようであれば何か理由があるのではないかと、その場合には何らかの仮説に基づいて中学校の対応が必要かなと思いますので、今後、御検討いただければと思います。

○井上教育総務課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、これから第八波云々というの也被われておりますので、関係所管と連携しまして、感染者数の数値等々、保健所等とも連携しながら、例えばその要因ですとか、あるいは感染対策がうまくいった好事例ですとか、そういったことも踏まえながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと思います。

○渡部教育長 まだ検証したわけではないのですが、中学校は部活があつて、クラスが一緒になることが多い、それから、授業もクラスが一緒になることが多いからではないかと言われています。小学校はクラスごとに基本的には移動することが多いのでということかというふうに思っていますが、検証していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、(12)その他の連絡事項等はないでしょうか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は、資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

それでは、本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することを決定いたします。

追加日程は、個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないことといたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、知久教育総務部長、小泉教育政策部長、平沢教育総合センター担当参事、内田生涯学習部長、井上教育総務課長、斉藤学務課長、前島学校職員課長、毛利教育指導課長、井元副参事、加野生涯学習・地域学校連携課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席といたします。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十時四十八分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十一時非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は、十一月十七日木曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第二十回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時一分閉会